

## 訳者から

2026年6月18日、「占領下パレスチナ領土およびイスラエルに関する独立国際調査委員会」は”イスラエルが意図的にパレスチナの子供たちを標的にしており、その結果、ガザ地区ではジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪が生じ、占領下のヨルダン川西岸地区でも戦争犯罪が行われた”と指摘する報告書「**子どもの本質が破壊された**」：2023年10月7日以降の占領下パレスチナ地域におけるイスラエルによるパレスチナの子どもたちへの意図的な標的攻撃 (A/HRC/62/CRP.2) [“**The essence of childhood has been destroyed**”: **Israel’s deliberate targeting of Palestinian children in the Occupied Palestinian Territory since 7 October 2023 – Report (A/HRC/62/CRP.2)**] を発表しました。

「独立国際調査委員会」は、国際人道法および人権法違反の疑惑を調査するため、2021年に国連人権理事会によって設立され、3人の専門家から構成されています。

この新たな報告書では、イスラエル当局および治安部隊が「数十万人のパレスチナの子どもたちに死や深刻な身体的・精神的危害を加える行為を意図的に行った」と主張しており、こうした殺害は昨年10月のガザでの停戦後も続いていたとしています。

なかでも、ガザ地区におけるイスラエル治安部隊による子どもへの意図的な標的攻撃について、医療支援活動でガザを訪れた医師は「負傷の集中状況や狙われた身体部位から判断すると、イスラエル兵士たちが、標的射撃の練習として、10代の少年たちを意図的に撃っているとは見ており - 日によって狙われる身体部位が異なっていた。この事実は、(子供たちの) さまざまな身体部位を意図的に狙っていることを示唆する、極めて明確なパターンがある。」との証言をしています。(個人的には「軍事用ソフトウェアの標的部位命中精度向上に向けたデータ取得」としか思えません。)

イスラエル軍は、2023年10月7日にハマス主導でイスラエル南部に対して行われた前例のない攻撃(この攻撃で約1,200人が死亡し、251人が人質に取られた)への対応として、ガザでの軍事作戦を開始しました。ガザ地区のハマス主導の保健省によると、それ以降、イスラエルによるガザへの攻撃で少なくとも73,035人が死亡し、その中には21,280人以上の子どもが含まれます。同省の統計は国連からも信頼できるものと見なされています。

昨年10月、イスラエルとハマスは、ドナルド・トランプ米大統領による戦争終結計画の一環として、停戦に合意しました。しかしながら、それ以来、双方は互いに停戦協定を繰り返し違反していると非難し合っています。ガザの保健省によると、1,020人以上のパレスチナ人が死亡し、その中には265人の子どもが含まれています。また、イスラエル軍は、兵士4人も死亡したと発表しています。

報告書では、イスラエルは、クアッドコプター型ドローンや狙撃兵といった精密兵器を用いてパレスチナの子どもの重要臓器を狙って発砲したり、子どもたちが密集する住宅、学校、避難民キャンプへの攻撃で高威力兵器を使用したりするなど、ガザ地区のパレスチナの子どもたちを直接標的にしていると述べています。また、イスラエルは、ヨルダン川西岸地区において、パレスチナの子どもたちがイスラエル軍兵士や入植者による標的となるのを防げなかったことについても、法的責任を負っていると付け加えています。

報告書はさらに、ガザ地区およびヨルダン川西岸地区の子どもたち、特に思春期の少年たちが「イスラエルの刑

務所や拘置施設で逮捕、拷問、虐待を受けてきた」と指摘し、「パレスチナの子どもたちを標的とした性的暴力やジェンダーに基づく暴力の事例が、多くの場合、逮捕時や拘置中に発生している」ことを記録していると述べています。一方、ガザ地区の新生児・小児病院に対するイスラエルの攻撃は、「子どもたちが生命維持に必要な医療を受ける機会を組織的に奪い、保護対象集団としての彼らの生存を脅かしている」と指摘しています。

また、イスラエルが飢餓を戦争手段として利用していると非難し、ガザへの人道支援物資の搬入制限が「ガザの子どもたちに急性および慢性の栄養失調を引き起こし、彼らの生存に必要な基本的な条件を奪っている」と警告しています。さらに、学校への攻撃、大規模な避難、強制的な閉鎖を通じて、イスラエル当局が「子どもたちの学習能力を組織的に阻害し、それによってパレスチナ社会そのものの知的・社会的基盤を破壊している」と主張しています。

現在、国際司法裁判所（ICJ）では、イスラエル軍をジェノサイドで告発する南アフリカによる訴訟が審理中ですが、結論が出るまでには数年かかる可能性があります。

今回はこの報告書の国連が作成した抜粋文章の翻訳を以下に掲載します。なお、本記事では脚注を省略していますが、オリジナルの PDF 報告書には記載されています。

国連による抜粋文章：

<https://www.un.org/unispal/document/coi-report-23jun26/>

オリジナルの PDF（全文）：

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/sessions-regular/session62/a-hrc-62-crp-2.pdf>

最後に、国連報告書とは別のソースになりますが、「子どもへの意図的な標的攻撃」について、2025年7月19日のチャンネル4による、当時カーン・ユースのナセル病院で勤務していた英国人外科医ニック・メイナード氏へのインタビューも付け加えておきます。

**ニック・メイナード氏**：私たちは、主に10代の若い男性たち - 中には11歳、12歳、13歳、14歳といった幼い子どもたちも含まれる - が、食糧配給所で銃撃を受けているという複数の負傷例を目撃してきました。そして、私が治療や手術を行った全ての患者から、同じ話を聞いています。彼らの家族や、実際にガザで私と共に働く医師や看護師の同僚たちも、自分たちの食糧を確保するためにこれらの配給所を訪れた際、同様の体験をしています。そして、彼ら全員から聞かれる話は同じです - イスラエル兵や、イスラエル側が遠隔操作するドローン（クアッドコプター）によって撃たれ、体のさまざまな部位に銃弾を受けているのです。また、特定の日には特定の部位への被弾が集中しているようです。ある日は腹部を撃たれて搬送されてくる患者がおり、別の日は頭や首を撃たれて搬送されてくる患者がいます。先週の土曜日には、10代の少年4人が同時に搬送されてきましたが、全員が辜丸を撃たれていました。つまり、非常に明確なパターンがあり、まるで「今日は頭部、明日は腹部」というように、ある種の「ゲーム」が行われているかのようです。そして、こうした負傷は壊滅的なものです。先日、12歳の少年が銃弾のせいで手術台の上で亡くなりました。彼は食糧配給所でイスラエル兵に撃たれ、大動脈を貫通されていたのです。これほど凄惨な傷は、自分の目で見ていなければ、決して起こり得るとは想像もできなかったでしょう。

<https://www.channel4.com/news/teenagers-being-shot-by-israeli-soldiers-british-surgeon-in-gaza>

2026年6月18日

## 「子どもの本質が破壊された」：2023年10月7日以降の占領下パレスチナ地域におけるイスラエルによるパレスチナの子どもたちへの意図的な標的攻撃

東エルサレムを含むパレスチナ占領地およびイスラエルに関する独立国際調査委員会

**“The essence of childhood has been destroyed”: Israel’s deliberate targeting of Palestinian children in the Occupied Palestinian Territory since 7 October 2023**

**Independent International Commission of Inquiry on the Occupied Palestinian Territory, including East Jerusalem, and Israel**

### 要約

東エルサレムを含む占領下パレスチナ地域およびイスラエルに関する独立国際調査委員会は、パレスチナの子どもたちに対する、あるいは子どもたちに影響を及ぼす人権侵害や犯罪について調査を行っている。これには、2023年10月7日以降、イスラエル治安部隊による深刻な身体的・心理的被害が含まれ、その結果、少なくとも20,179人の子どもが死亡し、44,143人が負傷したことが明らかになっている。

本報告書は、2025年10月のガザ和平計画以降の停戦後を含め、パレスチナの子どもたちが意図的に標的とされ殺害された実態について記述した。また、委員会は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区において、イスラエル人入植者らによってパレスチナの子どもたちに対して行われる暴力の急増についても調査した。

委員会は、特に一斉逮捕時および拘禁中に、パレスチナの子どもたちに対して行われた拷問、非人道的かつ品位を傷つける扱い（性的暴力およびジェンダーに基づく暴力を含む）についても調査した。また、医療施設など子どもにとって不可欠な重要インフラをイスラエルが標的とするパターンとその短期的・長期的な影響、ならびに生殖に関する暴力が新生児に及ぼす影響（新生児の健康状態や出産結果の悪化につながる）も分析した。さらに、孤児院や学校への攻撃が、孤児や保護者のいない子どもたちへのケアの喪失につながり、それぞれに学業上の損害や学習の妨げを引き起こしている実態についても検証している。

委員会は、イスラエルがガザに強い生活状況が、予防可能な子どもの死亡を引き起こし、罹患率を悪化させ、2年以上にわたるイスラエルによる執拗かつ広範な攻撃による深刻な精神的トラウマをもたらしている影響を検証した。これらは総体として、パレスチナの子どもたちの生存、健康、発達に対する深刻かつ多層的な被害を明らかにした。さらに、委員会は、イスラエル兵士がガザにおける「子ども時代」を象徴するものを嘲笑し、武器として利用している実態を検証し、ガザへの地上侵攻におけるイスラエル治安部隊の行動について、倫理的、規律的、法的な疑問を提起している。

最後に、委員会は、攻撃の停止、賠償、説明責任、および制裁の国際的な執行について、多様な利害関係者に提言を行い、子どもに配慮した正義の実現を目指している。

## I. はじめに

1. 東エルサレムを含むパレスチナ占領地域およびイスラエルに関する独立国際調査委員会（以下「委員会」）による本会議室文書（CRP）は、2023年10月7日から2026年3月31日までの期間において、パレスチナ占領地域におけるパレスチナの子どもたちに対するイスラエルの違反行為および犯罪、ならびにそれらが子どもたちに及ぼす短期的・長期的な影響について検証するものである。委員会は、2023年10月7日以降、4件の定例報告書および4件の会議室報告書を公表している。

2. 本報告書は、意図的な標的化、逮捕および虐待、性的・ジェンダーに基づく暴力、教育施設および医療施設への攻撃、ならびにパレスチナ占領地域において課されている、子どもたちに直接的な影響を及ぼす状況について、委員会が新たに得た、かつ拡大された調査結果を提示するものである。本報告書において、「子ども」とは、『子どもの権利条約』（CRC）第1条に準拠し、「18歳未満の全ての人間」を意味する。

3. 2023年10月7日以降、委員会はイスラエル政府に対し情報提供および／または立入調査の要請を13件、パレスチナ国に対し情報提供の要請を4件、ガザ地区保健省に対し情報提供の要請を1件送付している。パレスチナ国およびガザ地区保健省は委員会に情報を提供したが、イスラエル政府からは回答は得られなかった。

4. 2023年10月7日およびそれ以降に、ハマスの軍事部門およびその他のパレスチナ武装集団によってイスラエルの児童に対して行われた権利侵害および虐待に関する委員会の包括的な調査結果は、2024年6月に人権理事会へ、2024年10月に総会へ提出された報告書、ならびに2024年6月に公表された別の会議室文書で提示されている。

5. これらの報告書において、委員会は、2023年10月7日、イスラエルの子どもたちが身体的および精神的な虐待を受けたと認定した。40人の子どもが死亡し、数百人が負傷したほか、多くの子どもが片親または両親を亡くした。多くの児童が、両親や兄弟姉妹が殺害される場面を目撃したほか、パレスチナ武装集団によってプロパガンダ目的で撮影され、武装勢力の支配下にあったイスラエルの児童が無防備な状態にある様子を描いた動画が公開された。委員会は、児童が拉致の標的とされ、そのうち数名が単独で連れ去られたことを特に甚だしいとみなしている。委員会は、ハマスのほかのパレスチナ武装集団が、イスラエルの児童や人質となった児童を含む、戦争犯罪および人道に対する罪を犯したと結論付けた。

## II. 方法論

6. 本報告書は、2023年10月7日～2026年3月31日に、占領下パレスチナ地域においてパレスチナの子どもたちに対して行われた、あるいは彼らに影響を及ぼした人権侵害および犯罪に関する委員会の調査結果をまとめたもので、特にガザ地区（ガザ）に焦点を当てている。

7. 委員会は本報告書の作成にあたり、統合的な児童の権利分析を適用し、パレスチナの子どもたちの生活と発達のあらゆる側面を包括的に検討した。これには、イスラエルによる攻撃が、子どもたちの身体的、情緒的、社会的、認知的福祉に及ぼした被害も含まれる。

8. 委員会は、これまでの全ての調査で採用してきたのと同じ方法論と立証基準を適用した。複数の情報源を参照し、数千件の公開情報資料を収集・検証するとともに、被害者や目撃者に対する遠隔および対面でのインタビューやグループディスカッションを実施した。委員会は、可能な限り、子どもたち自身とのインタビューやグループディスカッションを通じて、子どもたち自身の視点を反映させるよう努めた。委員会による子どもとの関わりは、「子どもの最善の利益」および「害を与えない」という原則、ならびに子ども自身に影響を及ぼす事柄において参加し、意見を述べる権利に沿って行われた。確立された手順に従い、インフォームド・コンセントが取得された。子どもと関わるに先立ち、委員会は親、養育者、またはその他の適切な成人（後見人、あるいは当該子どもに対して保護義務を負う組織に所属する成人など）からインフォームド・コンセントを取得し、その後、委員会は子ども本人から（年齢に応じて）参加の意思を示す口頭によるインフォームド・コンセントおよび同意を得た。

9. 本報告書のための聞き取り調査を行うにあたり、委員会は、特に子どもを亡くした家族の場合、子どもやその家族に二次的トラウマを与えるリスクを認識し、そのリスクを最小限に抑えるよう努めた。二次的トラウマのリスクが高いと判断された場合、委員会は家族に直接連絡することはせず、独立した国内・国際機関が既に収集した情報、および「信頼性がある」と評価され、分析や裏付けの目的で使用された、既に公開されている写真や動画に依拠した。

10. 委員会は、被害者やその家族と接触していた医療従事者、学術関係者、ジャーナリスト、弁護士らから情報を得た。また、委員会は、X線画像を含む医療報告書、写真、動画、および委員会との情報共有に同意した患者による音声証言などの証拠を受け取った。委員会は、銃撃を受けて死亡または重傷を負った児童に関する、コンピュータ断層撮影（CT）スキャン、医療報告書、写真、動画などの証拠について法医学的分析を行った2名の独立した法医学者に諮問した。公開情報源の資料は、ウェブコンテンツの保存に関する国際基準およびデジタル証拠の証拠能力に関する規則に従って、法医学的に収集された。必要に応じて、オープンソース資料は、信頼できる多岐にわたる情報源との包括的な照合を通じて検証され、視覚メディアの真正性確認、地理的位置および時間的位置の分析、メタデータの抽出、顔認識などの高度な法医学的検査によって補完された。本報告書に使用された情報源の完全なリストは、委員会の記録に保管されている。

11. 委員会は、本報告書に幅広いトピックやテーマを取り入れるよう努めてきたが、武力紛争における児童に対する侵害の範囲には、他にも諸問題が含まれることを認識している。これには、紛争当事者による児童の動員に関する報告も含まれる。これらについては、委員会による調査はまだ行われていない。

### III. 適用される法的枠組み

12. 国際法上、ヨルダン川西岸地区、東エルサレム、ガザ地区を含むパレスチナ占領地域は、依然としてイスラエルによる交戦占領下にあり、同地域には国際人道法と国際人権法が併せて適用される。委員会は、とりわけ、イスラエルが同地域の空域、領海、および陸上の国境検問所を支配していること、ならびに2023年10月以降、ガザ地区におけるイスラエル軍の地上での存在と支配が再確立されたことなどを理由に、ガザ地区が引き続きイスラエルの占領下にあると判断する。この点は、2024年7月に国際司法裁判所（ICJ）によって確認されている。したがって、イスラエルは、ジュネーブ第4条約および慣習国際法（1907年の陸戦の法規に関するハーグ条約

第 4 号に附属する規則（「1907 年ハーグ規則」を含む）に規定される、国際人道法上の占領国に課される義務を遵守しなければならない。

13. 委員会は、子どもたちが人権文書にその権利が明記された権利主体であることを確認する。子どもたちは、人間としてのあらゆる権利に加え、子どもとしてのみ有する権利も享有する。これには、特別な配慮、援助、社会的保護を受ける権利を認める『世界人権宣言』（UDHR）第 25 条や、『子どもの権利条約』（CRC）に基づく権利が含まれる。この強化された保護は、占領国であるイスラエルの支配下にある、東エルサレムを含むパレスチナ占領地域内のすべてのパレスチナの子どもに適用される。子どものこの特別な地位は、国際人権法、国際人道法、国際刑事法、および慣習国際法の下で規定されており、これらはいずれも、18 歳未満の者は、武力紛争、占領、および法執行の状況において、追加的な保護措置を必要とする特有のニーズと脆弱性を有することを認めている。

14. イスラエルは CRC およびその 2 つの任意議定書に署名・批准しており、したがってそれらの規定に法的に拘束されている。CRC は、イスラエルに対し、人種、国籍または民族的出身、障害、性別、宗教、その他の地位に基づくものを含め、いかなる種類の差別もなく、その管轄下にあるすべての児童に対して条約に定められたすべての権利を尊重し、保障する義務を課しており、これにより、イスラエルが実効支配を行使する占領地域全域のパレスチナの子どもたちが対象となる。「子どもの権利条約」は、とりわけ、イスラエルに対し、パレスチナの子どもたちに対して以下を保障することを求めている：(i) 差別なくすべての権利を享受すること；(ii) 子どもに影響を及ぼすすべての決定において、子どもの最善の利益を第一に考慮すること；(iii) 生命、生存、発達の権利の保護；および (iv) 子どもに影響を及ぼす全ての事柄において、意見を述べる権利およびその意見が考慮される権利の尊重。CRC は、子どもを違法または恣意的な拘禁から保護し、合法的な拘禁はあくまで最終手段として、かつ適切な最短期間に限って認め、拘禁されている者に対しては、人道的な扱い、支援へのアクセス、家族との連絡、および拘禁に異議を申し立てる権利を保障している。イスラエルを拘束するその他の人権条約も、パレスチナの子どもたちに対するこうした特別な保護を補強し、さらに深化させている。

15. 2024 年 9 月に国連児童の権利委員会（国連委員会）による審査が行われた際、イスラエルは、ガザを含むパレスチナ占領地域におけるパレスチナの子どもに対し、CRC に基づく法的責任を負わないという長年の立場を堅持した。国連委員会は、2024 年 9 月 13 日に採択された「最終所見」において、イスラエルのこの立場を、パレスチナの子どもに対するイスラエルの義務を繰り返し否定するものであるとして、改めて遺憾の意を表明した。当委員会は、国連委員会の見解に賛同し、イスラエルが CRC の締約国として、自国の主権領土を超えて実効支配を及ぼす地域、すなわちパレスチナ占領地域内のパレスチナ人児童を含め、児童の権利の保護を確保する義務を負っていることを改めて確認する。

16. 慣習国際法は、武力紛争下の児童が、救援への優先的なアクセス、避難および家族再統合における保障を含む特別な保護を受ける権利を有することを認め、また、児童の徴兵や敵対行為への利用を禁止している。条約法と併せて、慣習国際法は、イスラエルに対し、パレスチナの児童を特に保護されるべき集団として扱い、その特定のニーズがすべての安全保障、行政、および軍事上の決定の指針とならなければならないことを求めている。

17. ガザは交戦占領下にあるとみなされており、国際人道法が適用される。ジュネーブ第 4 条約、その追加議定書 I、および 1907 年のハーグ規則に基づき、委員会は、パレスチナの子どもたちが「被保護人」であり、広範

な保護の対象となっていることを指摘する。イスラエルは、予想される正当な軍事的利益に比して、子どもを含む民間人に過度の付随的被害をもたらすと予想される攻撃を回避しなければならない。イスラエルは、適切な手段・方法の選択、不均衡な攻撃の停止、可能な限り効果的な警告の発出など、被害を最小限に抑えるために実行可能なあらゆる予防措置を講じなければならない。特に人口密集地域、学校、病院、および子どもの生存に不可欠な施設を特別に保護しなければならない。被害を最小限に抑える義務には、軍事作戦の結果として負傷した子どもを含む民間人に対する医療の提供および避難の確保も含まれる。

18. 占領国として、イスラエルは保護対象となる民間人、特に子どもに対して広範な義務を負っている。すなわち、利用可能な手段の最大限の範囲内で、十分な食料および医療物資の供給を確保し、医療および病院サービスを維持し、子どものニーズを満たすための救援団体の活動を円滑にしなければならない。また、集団的処罰や、子どもたちに広範な困窮をもたらすその他の措置を課すことは禁じられている。

19. 保護対象となる民間人に対する抑留または行政拘禁は、最終手段としての例外的な措置であるべきであり、拘禁を行う国の安全保障上「絶対的に必要」と認められる場合にのみ許容される。

20. 子どもが合法的または違法に自由を剥奪された場合、国際人道法は、子どもが常に人道的に扱われ、あらゆる暴力、威嚇、侮辱、および世間の好奇心から保護されることを要求している。子どもは、その年齢やニーズを十分に考慮した環境下で収容されなければならない。すなわち、血縁関係のない成人とは別々に収容され（そうしないことが子どもの最善の利益にかなうことが明白な場合を除く）、身体的・精神的健康が守られ、十分な空間、採光、換気、衛生設備、栄養が確保され、教育、レクリエーション、年齢に応じた医療へのアクセスが提供される施設に収容されるべきである。子どもの福祉にとって家族生活が極めて重要であることを認識し、面会、文通、その他の通信手段を通じて、家族との定期的な接触が優先的に促進されなければならない。長期または無期限の収容、効果的な定期的な見直しを伴わない収容、あるいは秘密の証拠に基づく収容、あるいは子どもの意志を屈服させたり情報を引き出したりすることを目的とした過酷で懲罰的な措置は、いかなる状況においても、国際人道法、国際人権法、およびその他の少年司法に関する国際規範の要件に矛盾する。

21. 国際人道法の下では、子どもを含む死者は尊重され、その遺体は尊厳をもって扱われなければならない。紛争当事者は、宗教的・文化的伝統に従った埋葬を可能にし、遺族が追悼を行えるよう、遺体の回収、身元確認、および可能な限り遺族への返還を促進しなければならない。

22. 委員会は、国際人道法および国際人権法に基づくイスラエルの既存の義務が、あらゆる侵害からパレスチナの子どもたちを保護する上で相互に補完し合うものであることを改めて強調する。

23. 『ローマ規程』および国際慣習法に規定されている国際刑事法は、ジェノサイド、人道に対する罪、および戦争犯罪を定義しており、これらの犯罪が子どもに対して行われ、子ども特有の被害をもたらす得ることを認めている。『ローマ規程』上の犯罪は、その意図、実行、または結果において、年齢特有の要素を含む場合があり、これには、行為が子どもを独立した集団として対象としている場合や、子どもが特定の形態の苦痛を被る場合などが含まれる。

24. 子どもは、生来の脆弱性と従属的な立場により特別な保護を享受しているが、これに差別が重なることで、

危害を受けるリスクが高まり、人権の享受が阻害されている。また、こうした不平等や差別の核心にある権力の乱用が、特に監禁状態や紛争状況において、性的暴力や搾取を含む特定の脆弱性に子どもをさらしていることを認識することも不可欠である。

25. 委員会は、国際法の下で子どもを独立した権利主体として認識しており、2022年5月に人権理事会に提出した委員会の第1回報告書(A/HRC/50/21、第13項)で述べられているとおり、子どもに対する犯罪および子どもに影響を及ぼす犯罪が、委員会の調査および説明責任追及活動の優先事項であることを改めて表明する。さらに、委員会は、2023年9月の勧告(A/78/198、第83項)に言及し、国連事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する次回の年次報告書[2024年]の「子どもと武力紛争」に関する次回の年次報告書の付属書にイスラエルを記載するよう求めるものであった。これを受けて、2024年の事務総長年次報告書の付属書には、特にパレスチナの子どもたちの殺害や身体損傷、学校や病院への攻撃といった重大な違反に関連して、イスラエル治安部隊が記載された。これは、子どもたちに深刻な危害が加えられる傾向に対する継続的な懸念を示しており、責任者を適切な場合に司法の裁きにかけるための、独立かつ効果的な調査の必要性を改めて強調するものである。

## VIII. 結論

352. 占領国として、イスラエルにはパレスチナの子どもたちの保護、ケア、および生存を確保する法的義務がある。しかし、ガザにおけるイスラエルの軍事作戦の性質、規模、および範囲を通じて、イスラエル政府および治安部隊は、数十万人のパレスチナの子どもたちに死や深刻な身体的・精神的危害をもたらす行為を意図的に行い、家族の絆、アイデンティティ、無垢さ、安全、そして未来を含む「子ども時代」の尊厳を修復不可能なほど破壊した。委員会は、パレスチナの子どもたちが被った被害の多くが偶発的なものではなく、ガザにおけるパレスチナ人集団の存在を破壊することを意図したものであると認定した。子どもたちはその集団の生物学的および社会的継続性を体現していることから、委員会は、これらの行為が、子どもを標的とすることでガザのパレスチナ人の未来を破壊しようとする意図的な戦略の一部を構成していると結論付ける合理的な根拠を有している。

353. パレスチナの子どもや妊婦の保護、ケア、そして生存は、パレスチナ民族の自己決定権という基本的権利と不可分のものである。なぜなら、子どもたちは、パレスチナ民族の集団的アイデンティティと回復力を将来担う存在だからである。イスラエルが子どもを標的にすることで、パレスチナ社会の基盤を蝕み、人口動態上の活力を弱め、民族として自らの未来を決定する権利を維持・行使するパレスチナ民族の総合的な能力を損なっている。

354. イスラエルは、ガザ地区のパレスチナの子どもたちを、二つの異なる方法で標的にしてきた。一つは、クアドコプターや狙撃兵などの精密兵器を用いて、子どもたちの重要臓器を狙って発砲するという直接的な方法であり、もう一つは、子どもたちが密集する住宅、学校、避難民キャンプに対して広範囲かつ組織的な攻撃を引き起こす高威力兵器の使用である。またイスラエルは、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区において、パレスチナの子どもたちがイスラエル軍兵士や入植者による標的となるのを防げなかったこと、ならびに入植地の定着、パレスチナ領土の併合、およびパレスチナ人をその土地から追い出すことを目的とした、継続的な入植者による暴力を容認・助長・奨励したことについて、法的責任を負っている。

355. 殺害は2025年10月の停戦後も続いた。2025年10月以降も、いわゆる「イエローライン」に近づいた際

など、様々な状況下で子どもたちが殺害され、負傷し続けており、これはイスラエルが停戦条件を露骨に無視していることを示している。委員会は、定義が曖昧な境界線を越える子どもたちにイスラエル治安部隊が発砲することを許容する停戦は、敵対行為の停止として信憑性を持って見なすことはできないと主張する。曖昧な標示、明確な警告の欠如、そして安全な通路の不在により、この地域は、とりわけ子どもたちにとって死の罠と化している。極めて遺憾なことに、この「停戦」は、事実上、イスラエルによるガザへの継続的な占領を固定化させており、その特徴として、民間人の移動制限や、子どもを含む死傷者を出している攻撃が挙げられる。

356. 委員会は、独自の調査および資料に基づき、以下の事件において、ガザおよびヨルダン川西岸地区でパレスチナの子供たちが殺害・負傷した責任は、イスラエル治安部隊の以下の師団、旅団、または部隊にある可能性がある、合理的な根拠に基づいて結論付けた。

(a) キフィル旅団は、2025年11月29日、ガザ南部カーン・ユーンイスの東、バニ・スヘイラ近郊において、ドローン攻撃を行い、10歳と9歳の兄弟2名を殺害した。

(b) 第162師団、具体的には第401旅団およびシャイエテット13は、2023年12月20日～21日にかけてシェイク・ラドワンにおいて、30人の家族が居住する家屋内に手榴弾を投げ込み、5歳の男児に重傷を負わせた上、その後、その男児の妊娠7か月の母親や父親を含む家族8人を射殺した。

(c) 第162師団傘下の第401旅団は、2024年1月29日、ガザ市テル・アル・ハワにおいて、ヒンド・ラジャブおよび彼女の親族（車内にいたラヤンをはじめとする子供たちを含む）を銃撃して殺害し、パレスチナ赤新月社（PRCS）の救急車に砲撃を加え、パレスチナ人道支援活動家2名を殺害した。

(d) 第98師団は、2024年1月24日、カーン・ユーンイスの西部において、白旗を掲げていた15歳の少年とその兄弟をスナイパーライフルで射殺した。

(e) マルチディメンショナル部隊／第888部隊、または「レファイム」（ゴースト）部隊（クアッドコプターを運用している）468は、2024年4月12日、生後10日の男児、および2024年8月24日に4歳の女児を銃撃し、負傷させた。

(f) 第99師団は、2024年12月10日、ブレイジ難民キャンプにおいて、狙撃銃を用いて8歳の男児を撃ち、負傷させた。

(g) ドゥヴデヴァン部隊は、2024年9月25日、ジェニン南部のアンザにおいて、2人の少女（および1人の高齢女性）を撃ち、負傷させた。

(h) 「ヨルダン溪谷および諸溪谷旅団」（第417地域旅団としても知られる）は、2025年1月8日、タムン村でのドローン攻撃により、10歳の少年、8歳の少年、および彼らの23歳のいとこである男性を殺害した。

(i) メナシェ旅団は、2025年1月25日、ジェニン南部において2歳の女児を銃撃し殺害した。

(j) エフライム旅団は、2025年1月28日、トゥルカームにおいて10歳の男児を銃撃し殺害した。

(k) メナシェ旅団（第431地域旅団としても知られる）の指揮下で活動していた空挺大隊は、2025年11月16日、アル・ファラー難民キャンプで14歳の少年を銃撃し殺害した。

357. ガザにおけるイスラエルの攻撃により、新たな世代のパレスチナの子どもたちが生まれた。彼らは今後、生涯にわたる障害に直面することになり、それが自らの将来に対する自律性や主体性を形作ることになるだろう。子どもたちは今、数え切れないほどの複合的な負傷に苦しんでおり、成長するにつれて繰り返しの手術やリハビリテーション（ガザではほとんど利用できないサービス）を必要とする長期患者へと変貌し、障害が人生のあらゆる段階に根付くことになっている。その結果、パレスチナの子どもたちにおける障害は、もはや個別の医学的状态ではなく、決定的な人口統計学的現実となっている - つまり、1つ以上の四肢を失い、慢性的な痛みを苦しめ、目に見える傷跡や目に見えない傷を抱えながら成長するパレスチナ人の集団である。

358. イスラエルは、深刻な孤児危機を引き起こした責任を負っている。イスラエル治安部隊は、ガザで数千人のパレスチナ人児童を孤児にしてしまった。孤児たちの状況をさらに悪化させているのは、ガザにある少なくとも2つの孤児院が、直接・間接的な攻撃によって被害を受けたことである。イスラエルは、ガザでの軍事作戦を通じて、これらの保護施設を実質的に軍事化区域へと変えてしまった。

359. ガザ地区およびヨルダン川西岸地区出身のパレスチナの子どもたち、とりわけ思春期の少年たちは、イスラエルの刑務所や収容施設において、逮捕、拷問、虐待を受けてきた。彼らを家族や地域社会から引き離し、年齢やパレスチナ人であるという身分を理由に処罰すること、あるいは、彼らがまだ犯していない将来の行為について脅威となる可能性があるとして推定して処罰することは、国際法上の「比例性」、「必要性」、「合法性」という重大な問題を引き起こしている。彼らは成人と一緒に収容され、日常的に拷問や身体的暴力にさらされ、弁護士や両親との面会も、自身の所在に関する情報も一切得られなかった。これにより、家族には長期にわたる不安が生じ、事実上の家族分離に等しい状況をもたらされた。また、彼らの拘禁は、強制失踪に該当する可能性もある。

360. 委員会はまた、パレスチナの子どもたちを対象とした性的およびジェンダーに基づく暴力の事例も記録している。こうした暴力は、多くの場合、逮捕時や拘禁中に発生し、深刻な身体的・精神的被害をもたらしている。パレスチナ人に対する性的暴力に関する委員会のこれまでの調査結果と一致して、イスラエル治安部隊は、懲罰や恐怖の植え付けを目的とした戦争戦術として性的暴力を用い、子どもを含むパレスチナ人の身体を、集団的な屈辱と抑圧の手段として扱った。これは、長期にわたり、民族的、ジェンダー的、そして世代を超えたイスラエルの占領と敵対行為のパターンに深く根ざしている。

361. イスラエルによる、子どもや新生児を診療する病院を含む病院への意図的な攻撃は、子どもたちが生命維持に必要な医療を受ける機会を体系的に奪い、保護対象グループとしての彼らの生存を脅かした。小児病院の強制閉鎖を含むこれらの攻撃は、新生児の健康と生存を含む、子どもたちにとって不可欠なインフラを標的とする広範なパターンの一部を成している。ガザの医療制度が崩壊する中、負傷した子どもたちは、過負荷状態にあるか損傷を受けた施設で処置を受けざるを得ず、多くの場合、麻酔や無菌環境、術後ケアが確保されないまま治療が行われた。その結果、生涯にわたる健康被害や死亡率の増加を招いている。子どもをケアする医療施設は、イスラエル治安部隊によって標的とされ破壊された。その結果、新生児を含む子どもたちが不可欠な医療を奪われ

ることが予見され、長期的な身体的・心理的被害や、本来防げたはずの死亡を引き起こした。特に甚だしい結果として、ガザでは現在、世界でも最も高い割合で子どもの切断患者が集中している。

362. 委員会は、イスラエルによるガザ地区の新生児・産科医療インフラへの標的攻撃および破壊が、出生率と乳幼児の健康状態に特に深刻な影響を及ぼしたと主張する。これらの攻撃は、妊婦健診を妨げ、母親にトラウマを与え、新生児医療システムの体系的な崩壊を招き、流産、早産、低出生体重、新生児死亡率の増加、さらには新生児に生涯にわたる脆弱性をもたらす一連の先天性奇形を引き起こした。2年以上にわたり、ガザの出生率は低下し、パレスチナ人の人口の継続性が損なわれている。ガザ住民の生殖能力への侵害およびリプロダクティブ・ヘルスケアの拒否は、妊婦や新生児、そして将来の世代に、甚大かつ不均衡で長期的な被害をもたらしている。

363. イスラエルが封鎖と包囲を通じて「飢餓」を戦争手段として用いた結果、ガザの子供たちの間に急性および慢性の栄養失調が生じ、彼らの生存に必要な基本的な条件が奪われた。新生児を含む子供たちは、成長に必要なカロリー、タンパク質、栄養素を欠き、髪、皮膚、歯の損傷や四肢の麻痺といった目に見える影響が現れている。免疫力の低下も、ポリオなどの疾病の再流行の一因となっている。食糧不安の深刻化、医療体制の破壊、予防接種の減少は、子どもたちの健康を著しく損なっている。イスラエルによる「飢餓」を戦争手段として用いる行為は、女性や少女たちに深刻な生殖上の被害をもたらし、妊娠、出産、産後の回復、授乳を含む生殖のあらゆる側面に影響を及ぼしているほか、新生児の健康にも悪影響を及ぼしている。

364. イスラエルによるガザの学校への攻撃、および紛争に起因する教育機会の広範な阻害により、ガザ地区における子どもの教育は完全に失われてしまった。繰り返される爆撃、避難、そして基礎的なサービスの崩壊により、長年にわたる就学が断絶され、読解力、算数、記憶力、体系的な学習といった中核的な能力が弱体化している。ガザの子どもたちは、仮設の教室やオンライン授業で何らかの非公式な学習を受けることができたとしても、事実上「取り残されて」しまった。教育の混乱は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区にも及んでおり、そこではイスラエルの治安部隊や入植者たちが学校を閉鎖し、生徒や学校を攻撃し、学校教育を妨害している。委員会は、教育の中断によって引き起こされる認知的損害が、単に失われた年数にとどまらないことを強調している。特にガザにおいては、パレスチナの子どもたちの幼少期が、学習ではなく「生き延びること」を中心に再構築されてしまっている。イスラエル当局は、学校教育を断ち切ることで、子どもたちの学習能力を組織的に阻害し、それによってパレスチナ社会そのものの知的・社会的基盤を破壊している。

365. ガザの子どもたちは、敵対行為や生活環境の悪化の直接的な結果として、甚大な心理的被害に苦しんでいる。彼らは、安全や未来に対するあらゆる感覚を奪われてしまった。東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区では、イスラエル軍の作戦、逮捕・拘禁、検問所、家宅搜索、入植者による暴力、そして絶え間ない監視が、子どもたちを恐怖に陥れ、子どもたちの中に広範な絶望感を生み出している。イスラエルの政策は、その効果を維持するために絶え間ない爆撃を必要としない、拡散し、環境に浸透した恐怖の恒常的な状況を生み出している。精神的被害は世代を超えて受け継がれ、遊ぶ自由、想像する自由、希望を持つ自由、そしてアイデンティティを形成する自由が侵食された、独特の「占領下の精神」を生み出している。イスラエルの占領と支配は、長期にわたる支配、隷属、抑圧のメカニズムとして機能し、それによって世代を超えて記憶、アイデンティティ、そして希望を損なってきた。

366. ガザで、イスラエル兵士が子供のおもちゃを破壊し、それを嘲笑する様子を自ら撮影していることは、深刻な倫理的、規律的、法的懸念を引き起こしており、パレスチナの子供時代そのものの非人間化を象徴している。委員会は、こうした行為が、子供時代の象徴を侮辱や嘲笑の対象へと貶めることで、イスラエルによる住民への支配と統制を示すため、また、共有の所有物や空間を冒涇することでコミュニティ全体を破壊するために実行されたものと見なしている。

## IX. 勧告

### A. イスラエル国政府

(a) ガザにおける軍事作戦（ガザの居住地域およびいわゆる「イエローライン」近傍を含む）を直ちに停止すること。武力の行使にあたっては、必要性の原則、区別の原則、および予防措置の原則を厳格に遵守すること。居住地域における高破壊力兵器、ならびにクアドコプター、ドローン、狙撃兵の使用を中止すること。全てのイスラエル治安部隊を、ガザとイスラエル間の 1967 年の境界線まで撤退させること。

(b) 「ガザ地区におけるジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する条約の適用」事件（南アフリカ対イスラエル）に関する事件および「東エルサレムを含む占領下パレスチナ領土におけるイスラエルの政策と慣行から生じる法的帰結」に関する 2024 年 7 月 19 日の勧告的意見に基づき、暫定措置命令を直ちに実施すること。また、すべての新たな入植活動を停止し、占領下パレスチナ領土からすべての入植者を撤退させるなどして、違法な占領を終了させること。

(c) 2024 年 9 月に国連児童の権利委員会が示した勧告を直ちに実施し、遵守すること。

(d) パレスチナの子どもたちに対する、あるいはパレスチナの子どもたちに影響を及ぼす犯罪について責任を有する全ての者、すなわち個々の加害者および政治的・軍事的指揮責任を有する者（本報告書において委員会が特定した特定のイスラエル軍部隊を含むが、これに限定されない。例えば、第 VIII 章「結論」、第 356 項を参照）に対し、責任追及を確実に行うこと。

(e) 子どもたちに対する恣意的および行政上の拘禁、ならびに拷問や虐待の行使を停止すること。全ての子どもたちが、無罪推定や人道的な処遇の義務を含む国際法および少年司法の基準に従って扱われることを確保すること。拘禁はあくまで最終手段として、かつ最短期間に限り行われ、児童が外部との連絡を絶たれた状態で拘禁されないことを保証すること。

(f) 子どもたちが関与する事案については、軍事裁判所ではなく、少年司法に関する専門知識を有する専門の民事裁判所のみが、国際基準を完全に遵守して審理を行うことを確保し、パレスチナの児童を「テロリスト」や安全保障上の脅威としてレッテル貼りすることを中止すること。

(g) ガザ地区から拘禁された子どもたちを含む、被拘禁児童に関する正確なデータを直ちに公表し、被拘禁児童の家族に対し、その拘禁場所および状況について定期的に情報を提供すること。

(h) 死亡したすべての子どもたちの遺体を直ちに遺族に返還し、子どもたちやその他のパレスチナ人犠牲者の遺

体を引き渡さない慣行を廃止すること。

(i) 医療施設、教育施設、および孤児院などの子どもたち向け施設を標的とする慣行を廃止し、被害を受けた施設の緊急再建を確保すること。

(j) 負傷した子どもたちおよびその家族に対する安全な医療搬送を保証し、彼らの帰還を保証すること。

(k) 人道支援団体が安全かつ制限なく直ちに立ち入ることができるよう便宜を図り、医療、食料、水を含む人道支援が児童に確実に届けられるようにすること。

(l) ジュネーブ第4条約および子どもの権利条約（CRC）に従い、入植者による暴力から子どもを含むパレスチナ人を保護するために必要なあらゆる措置を講じること。これには、パレスチナ住民を保護するようイスラエル治安部隊に対して明確な命令を発令・執行すること、ならびにすべての前哨基地を直ちに撤去し、それらが再設置されないことを確保することが含まれる。

(m) パレスチナ当局と構造的な対話を展開・維持し、イスラエル占領地域におけるパレスチナの子どもたちのための共同保護メカニズムを確立するとともに、国際的な児童保護および児童の権利に関する法律や基準に沿って、イスラエルおよびパレスチナ当局による治安活動において、パレスチナの子どもたちの身体的安全、精神的・身体的福祉、および基本的権利が優先されるよう確保すること。

(n) パレスチナの子どもに対する重大な侵害を終わらせるため、A/78/842-S/2024/384 のもとで、子どもと武力紛争に関する国連事務総長によるイスラエルの記載に従って、国連と連携して、早急に行動計画を策定すること。

(o) 国際人道法（IHL）および国際人権法（IHRL）、ならびに国際法に基づく子どもに対する特別な義務を、イスラエル治安部隊およびイスラエル刑務当局の訓練、戦略、ならびに軍事作戦に組み入れること。

(p) パレスチナ占領地域で犯された国際犯罪を捜査する国際刑事裁判所（ICC）およびその他の国際的機構と全面的に協力すること。

## **B. 全ての加盟国および停戦交渉に関与する者**

(a) 国際刑事裁判所（ICC）により逮捕状が発付されたイスラエル当局者を逮捕し、ICC の拘禁下に引き渡すこと。

(b) パレスチナ占領地域におけるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪の犯行を防止し、ジュネーブ条約の完全な遵守を確保するために、合理的に利用可能なあらゆる手段を講じること。

(c) パレスチナ占領地域において、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、またはその他のジュネーブ条約違反を伴う、あるいは伴う可能性のある軍事取引や作戦に使用される疑いがある場合、イスラエル国または第三国への武器、その他の装備・物品（ジェット燃料を含む）の移転を停止すること。

(d) パレスチナの子どもに対する違法な暴力行為に関与した疑いのあるイスラエルの個人または組織（二重国籍または多重国籍を有するイスラエル人容疑者を含む）に対し、国内管轄権または普遍的管轄権に基づき捜査を行うこと。

(e) 児童の虐待、殺害、または身体的損傷に関連する暴力を扇動または実行した責任がある可能性のある個々のイスラエル閣僚、政府高官、およびイスラエル軍関係者に対し、金融取引の禁止やビザの取り消し・発給拒否を含む対象を絞った制裁を課すこと。

(f) 過激派入植者に対し、金融取引や渡航の禁止を含む対象を絞った制裁を課すとともに、入植事業を支援する慈善団体を含む民間団体に対しても同様の制裁を課すこと。

(g) イスラエルに対し、ガザへの包囲を直ちに、完全かつ恒久的に解除し、ガザの子どもたちのニーズに合わせた援助やその他の支援を届けるため、人道支援が支障なく行えるよう確保するよう強く促すこと。

(h) パレスチナ人の自決権に基づき、包摂性と主体性の原則に根ざし、子どもを含むパレスチナ人の参画と意見に耳を傾けることを通じて、パレスチナにおける恒久的な平和の実現を目指す政治的解決およびプロセスを支援すること。

(i) あらゆる政治的解決およびプロセスの重要な構成要素として、子どもに対する犯罪の被害者が司法へのアクセスを確保できるよう支援し、その実現を促進すること。

### **C. 国連安全保障理事会**

(a) イスラエルとのあらゆる双方向の軍事関連貿易を禁止し、指揮責任を有するイスラエル当局者、イスラエル治安部隊の指導部および軍事指揮官、ならびに 2023 年 10 月以降ガザで勤務し、国際犯罪を犯した、または犯した可能性のある兵士に対し、渡航禁止、資産凍結、金融制限を含む即時かつ包括的な制裁を課すこと。

(b) パレスチナの子どもたちの状況に関する特別討論会を開催し、2024 年 1 月、3 月、5 月の国際司法裁判所 (ICJ) による暫定措置に対するイスラエルの遵守状況を検証するとともに、遵守していないと判断された場合には、イスラエルに対する執行措置を承認すること。

### **D. 国連総会**

(a) 2024 年 7 月 19 日の国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見を踏まえ、加盟国に対し、イスラエルとのあらゆる双方向の軍事関連貿易を禁止し、占領下パレスチナ領土における国際法違反を理由にイスラエルに対して制裁を課すよう求める決議を採択すること。

(b) 東エルサレムを含むパレスチナ占領地におけるイスラエルの政策および慣行から生じる法的帰結に関する 2024 年 7 月 19 日の ICJ の勧告的意見の実施についての国連総会決議 A/RES/ES-10/24 に対するイスラエルの遵守状況について、進捗状況検討会を開催すること。

### **E. 国連事務総長**

(a) 本報告書の調査結果に基づき、「子どもと武力紛争」に関する年次報告書の付属書に、イスラエル治安部隊および軍隊に関する既存の記載を拡大し、パレスチナの子どもたちの拉致も追加すること；

(b) イスラエル国家の延長として、イスラエルの入植者を、児童の殺害、身体損傷、および性的暴力に関する「継続的な加害者」として、次回の「子どもと武力紛争」に関する年次報告書の付属文書に列挙すること。

(c) パレスチナ占領地域およびイスラエルにおける児童の状況について、専用の独立した国別報告書を発行すること。

(d) イスラエルの治安部隊および軍によるパレスチナの子どもに対する性的暴力の事件数およびその深刻な虐待のパターンが憂慮すべきほど増加していることを踏まえ、その監視と報告を優先すること。

(e) イスラエルによるガザ封鎖が、子どもたちの重度の栄養失調および予防可能な死亡を引き起こしていることを踏まえ、将来のイスラエルとの国連行動計画に「人道支援の拒否」を盛り込むこと。

(f) ガザにおける人道状況が、CAAC（子どもと武力紛争）アジェンダに定める「人道支援の拒否」の5つの主要カテゴリーすべてに該当することを踏まえ、子どもたちに深刻かつ継続的で生命を脅かす影響を及ぼしているイスラエルによるガザへの意図的な「人道支援の拒否」を綿密に監視し、報告すること。

## **F. 国際刑事裁判所（ICC） 検察官**

(a) 「パレスチナ国における状況」に関する継続中の捜査において、同裁判所の「子どもに関する方針」に概説された原則を考慮し、子どもに対する犯罪および子どもに影響を及ぼす犯罪に特に注意を払うこと。

(b) 本報告書で言及された当局者および子どもに対する犯罪や子どもに影響を及ぼす犯罪に関与したその他の者について、パレスチナ占領地域で犯された国際犯罪の主たる責任者として対象に含めるべく、その関与を精査すること。